

浜岡東小学校 いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号 令和三年法律第二十七号による改正）

いじめ防止のための基本姿勢

- いじめを許さない、見過ごさない環境・雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見や早期解決のために、校内だけでなく地域・家庭、各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

1 いじめ問題に取り組むための組織「いじめ防止対策委員会」

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任、当該学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師は「できた、わかった」と児童が感じられる分かりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

〈一人一人が集団の中で関わり合いながら活躍できる学習活動の推進〉

ア 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善

イ 「三方よし」を合言葉にした、相互扶助的で共感的な学習集団づくり

ウ 児童の自発的な活動を促す社会活動や委員会活動の充実・「学校力アンケート」実施・表現の場を設定

エ 安心して自己表現できる場の設定・・・生徒指導が機能した授業の推進

オ 自己有用感を高め、自尊感情を育む手立て・・・「宝カード」「宝シール」の活用

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) 年度初めに、いじめに関する研修の実施

(2) 「教育相談活動」の実施・・・「学校生活アンケート」：年2回 ・「いじめアンケート」：年5回

4 重大事態への対応

(1) 重大事態のケース

ア いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

自殺企図、心身への重大な傷害、金品等に重大な被害、精神性の疾患の発症等

イ 欠席の原因がいじめと疑われ、相当期間の欠席がある、または一定期間連続して欠席がある。

ウ 児童、保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった。

(2) いじめ防止対策委員会ならびに重大事態対策委員会の開催

「重大事態対策委員会」を召集開催し、敏速な対応を行う。

いじめ対策防止委員会メンバー、PTA正副会長、浜岡交番責任者、主任児童委員、関係地区民生児童委員、関係自治会会長

※情報収集等の役割については本委員会で協議・確認し分担する。各分担は可能な限り複数で行うこととし、情報収集のまとめや本委員会外部への情報提供は、校長または教頭とする。

5 その他

いじめ防止基本方針は、年度初めに職員会議で内容を周知確認し、保護者に対しても周知を図り、いじめ撲滅に向けて協力依頼をする。